**令和5年度「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業　募集要項**

**１．事業の目的**

　　無償又は低額で食事の提供を行う「子ども食堂」を運営する団体（以下、子ども食堂運営団体）が歳末時期（12月～1月）に浜松市社会福祉協議会（以下、市社協）と共催して実施する事業に対して、費用の助成を行います。

※「子ども食堂」…子どもの孤食を減らすとともに、地域での居場所づくりや保護者への子育て支援を目的とするものを指します。

**２．事業の概要**

当事業の目的に則り、子ども食堂運営団体より申請された事業を市社協にて審査し、決定した共催事業に事業費の一部助成を行います。財源は、赤い羽根共同募金運動の一環として毎年12月1日から行われる「歳末たすけあい募金」とし、多くの地域住民の方からのあたたかい善意により運営されています。

なお、今年度は最大10事業（各団体１事業まで申請可）までの募集になります。

1. **対象となる事業**

　　次に掲げる要件を満たす事業であること。

* 1. 当事業の目的に則り、子ども食堂を通して地域福祉の向上を図ること。
  2. 浜松市に主たる拠点を有する子ども食堂運営団体が、浜松市内で実施すること。
  3. 令和5年12月1日～令和6年1月31日までの間に実施すること。
  4. 市社協の共催事業として実施することにふさわしい内容であること。
  5. 食品衛生や安全管理等に十分に配慮した事業であること。
  6. 今年度本会からの他の助成を受けた事業ではないこと。（ボランティアグループ・福祉団体助成金、地区社協補助金等）

【対象外となる事業の例】

1. 子ども食堂運営団体のスタッフのみを対象にした交流会。
2. 子ども食堂運営団体のスタッフのみを対象にした知識向上のための講座、研修会。
3. 金品を贈呈するだけの事業。
4. 営利のために行う事業や、政治・宗教・組合の運動の手段として行うと思われる事業。

**４．助成対象経費**

助成対象となる経費は以下の通りとします。上限は１事業5万円（千円単位、千円未満切り捨て）とし、支払いは事業終了後清算払いとなります。

1. 対象経費

食料費、諸謝金（レクリエーション等の講師謝礼)、賃借料（助成事業により発生する会場使用料）、

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、及びその他市社協が必要と認めた経費

1. 対象外となる経費

人件費(ボランティアへの交通費等)、備品購入費(2万円以上を超える器具・備品等)、

金券及び組織運営に係る費用、直接対象事業に関わりのない費用等

**５．申請受付期間**

令和5年7月3日（月）～8月31日（木）【要項、様式はホームページからダウンロードできます。】

浜松市社協　　検索　　　<https://www.hamamatsu-syakyou.jp/>

**６．審査および結果の通知**

事業内容を市社協にて審査し、可否及び助成金額を決定します。必要に応じて資料の追加提出をお願いする場合があります。審査の結果については、9月下旬に申請者へ通知します。

なお、審査の経過及び内容はお知らせできませんので、あらかじめご承知おき願います。

**７．提出書類**

【申請時提出書類】

* 1. （第１号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業　申請書
  2. （第２号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業　事業計画書
  3. （第３号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業　収支予算書
  4. 定款、会則、法人や団体のパンフレット、総会資料等の団体の活動内容がわかるもの

【助成金交付決定後の変更に必要な書類】※助成金交付決定後に助成金の増額はできません。

1. （第４号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業 変更申請書
2. （第２号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業　事業計画書
3. （第３号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業　収支予算書

【事業終了後提出書類】

1. (第５号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業 事業報告書
2. (第６号様式）「歳末たすけあい募金」子ども食堂助成事業 収支報告書
3. 請求書
4. 支払口座依頼書（申請者と口座名義が一致しない場合や個人名義の口座の場合、再提出や

追加書類の提出をお願いする場合があります。）

1. 団体の通帳コピー（口座名義、銀行コード、店番、口座番号が分かるページ）
2. 支払い内容のわかる領収書のコピー等

**８．申請スケジュール**　※申請状況によっては、募集期間や審査の時期が変更になる場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 概要 | 手続き・留意事項 |
| 7月3日～8月31日 | 募集期間・申請 | 提出書類の第1号～3号様式、活動内容がわかるものを提出。 |
| 9月上旬～中旬 | 審査 | ＜市社協＞提出書類に基づき審査 |
| 9月下旬 | 審査結果の通知 | ＜市社協＞審査結果を申請書記載の代表者住所に郵送。 |
| 12月～1月 | 事業の実施 | 提出書類に基づき実施。 |
| 事業終了後 | 報告書類の提出 | 提出書類の第5号～6号様式、請求書、支払口座依頼書、団体の通帳コピー、領収書のコピー等を提出。 |
| 2月下旬又は3月下旬 | 助成金交付 | ＜市社協＞指定口座に振り込み。 |
| 随時 | 事業内容の変更 | 助成決定後、事業内容に変更があった場合は速やかに連絡し、提出書類の第4号と第2号～3号様式を提出。 |

**９．書類提出先・問い合わせ先**　〈8:30-17:15(土日祝除く)〉

浜松市社会福祉協議会地域支援課（担当：鈴木・小澤）

〒432-8035浜松市中区成子町140‐8（浜松市福祉交流センター2階）

TEL：053-453-0580 FAX:053-452-9218 Mail：h-hamamatsu@globe.ocn.ne.jp